

現 場 説 明 書

1. 工 事 名 (都) 村田町線街路築造工事 (8-1)

2. 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書について

(1) 質問提出期限 令和8年10月5日(月) 17時

※ 提出期限までに「質問回答書提出がない場合は、「質問事項なし」とみなします。

なお、質問にあたっては、本現場説明書及び別冊の図面、仕様書を熟読すること。

(2) 質問提出先 千葉市 財政局 資産経営部 契約課

電 話 043-245-5088

FAX 043-245-5536

メールアドレス keiyaku-qa@city.chiba.lg.jp

(データ形式はwordにて送付すること。)

(3) メール表題 「【申請者名】質問回答書 (都) 村田町線街路築造工事 (8-1)」 とすること。

(4) 回答期間 令和8年10月8日(木) 13時から

令和8年10月13日(火) 17時まで

(5) 回答方法 設計図書電子配布と同様の方法で、千葉市ホームページ内 「入札情報」で公開

3. 説明事項

(1) 入札 (又は見積書) の提出について

本工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、公募型指名競争入札の公示、指名通知書 (又は見積もり通知書、主な契約条件等も記載)、図面、仕様書、千葉市建設工事等における入札のてびき及びこの現場説明書等をよく確認のうえ、入札書 (又は見積書) を提出するものとする。

(2) 入札の執行及び落札者の決定について

入札の執行及び落札者の決定は、千葉市契約規則、入札約款及び入札の心得の定めるところにとります。

(3) 落札者にお渡しする書類について

入札執行後、落札者には次の事項についての説明書類をお渡しします。

ア 建設工事等の実施にあたっての留意点について

イ 契約の保証に関する説明書

ウ 契約書

4. 工事に関する説明事項 (別紙1による)

工 事 に 関 す る 説 明 事 項

- (1) 設計図書、千葉市土木工事標準仕様書及び関係法令の内容を十分理解すること。
- (2) 工期を厳守すること。また、下検査及びその手直しは工期内に実施すること。
- (3) 契約後、速やかに「施工計画書及び使用材料承諾願」を提出し承諾を得ること。
- (4) 下請けを行う場合は、下請け選定通知書を提出すること。
- (5) 現場代理人は、常に監督員と連絡が取れる体制にしておくこと。
- (6) 設計書及び発注者の主旨を十分理解し、事前に現場の調査を行い必要があれば監督員と協議すること。
- (7) 工事は事前に施工方法、施工時期等、地元住民に対し十分な理解を得ること。また、工事中も工程の進捗により適切に地元と調整すること。
- (8) 地元住民及び第三者への対応は丁寧に行い、不用意な言動は慎むこと。
- (9) 地元住民と協議する場合は事前に監督員の承諾を得ること。
- (10) 施工方法及び使用材料が施工計画書、材料承諾願と異なる場合は、事前に変更の承認を監督員に得ること。
- (11) 他の機関との調整協議が必要な場合は監督員に連絡すること。
- (12) 残土等の処分は「土地の埋立、盛土及び堆積に関する条例」により適正に処理すること。また、産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理すること。（特記仕様書確認）
- (13) 工事を施工するに当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を施工計画書に添付するとともに、関東地方建設副産物再利用方策等協議会事務局に送付するものとする。また、これらの計画書の実施状況は工事完成後速やかに監督員及び協議会事務局まで提出及び送付するものとする。
- (14) 家屋その他の工作物に与えた損害が、日常生活及び営業等に著しく支障をきたす場合は、監督員の指示により請負者の負担で応急処置を講ずること。また適切な施工管理業務を怠り発生した被害については、請負人の負担とする。
- (15) 建設業退職金共済組合加入の推進について
 - ア 建設業退職金共済組合に加入し、その掛け金収納書（発注官公庁等用）を提出すること。
 - イ 共済証紙購入額が標準購入額を下回った場合には、その理由を的確に記載すること。また、購入しない業者については、その理由を的確に記載した理由書（所定の様式）を提出すること。
 - ウ 購入した証紙は、必ず現場作業員が所持する共済手帳等で適切に管理すること。
 - エ 受注者は、現場事務所・工事表示板当の見易い場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という表示（シール）を掲示すること。
- (16) 落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。